

(別表・料金表)

施設利用料は大別すると、次ようになります。

1、 利用料金が介護保険から給付されるもの（介護サービス費） ① 基本単位における料金 ② 加算における料金 ※ 但し、高額介護サービス費の適用により減額されます
2、 原則全額自己負担になるもの ① 居住費 ② 食費 ※ 但し、①②は、負担限度額認定証により減額される場合があります ③ 自費発生分

1. 利用料金が介護保険から給付されるもの

《多床室・従来型個室》

① 基本単位における料金

要介護度	基本単位 単位数(日)	10割	1割負担	2割負担	3割負担
		月30日の場合の金額 (円)			
要介護1	589	184,651 円	18,466	36,931	55,396
要介護2	659	206,596 円	20,660	41,320	61,979
要介護3	732	229,482 円	22,949	45,897	68,845
要介護4	802	251,427 円	25,143	50,286	75,429
要介護5	871	273,058 円	27,306	54,612	81,918

* ご契約者（入居者）の要介護度毎に費用が異なります。

* 介護保険法で定められている**基本単位**のみの**30日**の介護サービス費です。

* 介護サービス費の利用者負担は原則1割負担とされていますが、一定以上所得者は2割または3割負担となります。上記で計算された費用における**ご契約者（入居者）の介護保険負担割合証に記載の負担割合分**が、実際の一か月にかかる介護サービス費用になります。

* また、上記表中の金額は端数整理により、若干の誤差が生じます。

* 介護保険法により給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者（入居者）の負担額も変更されます。

② 加算における料金

加算名	単位	月30日の場合 (円) ※中には1回・1食で表記するものもあります				内容(要件など、全てを記載していません)
		10割	1割	2割	3割	
日常生活継続支援加算	36単位/日	11,286円 /30日	1,129 /30日	2,258 /30日	3,386 /30日	新規入所者の総数における、要介護4又は5の者の割合または認知症生活自立度Ⅲ以上の割合が一定以上であること、且つ介護職員のうち介護福祉士の割合が一定以上であること
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	1,254円 /30日	126 /30日	251 /30日	377 /30日	常勤の看護師(正看護師)が1名以上配置されていること
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	2,508円 /30日	251 /30日	502 /30日	753 /30日	常勤換算による看護職員の数、入所者数に応じて定められている必置の看護職員数に1以上加えた数が配置されていること、24時間の連絡体制が整備されていること
夜勤職員配置加算	13単位/日	4,075円 /30日	408 /30日	815 /30日	1,223 /30日	入所者数に応じて定められている必置の夜勤者数に1以上加えた数が配置されていること
常勤医師配置加算	25単位/日	7,837円 /30日	784 /30日	1,568 /30日	2,352 /30日	専ら、施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置していること
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	3,448円 /30日	345 /30日	690 /30日	1,035 /30日	基準に適合させた管理栄養士数を配置し、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施していること
療養食加算	6単位/食	62円 /1食	7 /1食	13 /1食	19 /1食	厚生労働省大臣が別に定める療養食を施設が提供していること(1食単位で考えること)
入院、外泊時費用加算	246単位/日 一か月6日まで	2,570 円/1日	257 /1日	514 /1日	771 /1日	入所者が、医療機関に入院、もしくは外泊した場合に算定する
初期加算	30単位/日	313 円/1日	32 /1日	63 /1日	94 /1日	入所した日から30日間において算定する(この間に入院又は外泊した場合はその間の算定不可) 30日を超える入院の場合、退院日より30日間において算定する
看取り介護加算(Ⅰ)1	72単位/日	752 円/1日	76 /1日	151 /1日	226 /1日	看取りとして当施設医よりその旨の説明をし、看取り介護の同意をいただいた入所者に対して、死亡日31日以上45日以下に該当する日数に対して算定する
看取り介護加算(Ⅰ)2	144単位/日	1,504 円/1日	151 /1日	301 /1日	452 /1日	看取りとして当施設医よりその旨の説明をし、看取り介護の同意をいただいた入所者に対して、死亡日以前4日以上30日以下に該当する日数に対して算定する
看取り介護加算(Ⅰ)3	780単位/日	8,151 円/1日	816 /1日	1,631 /1日	2,446 /1日	看取りとして当施設医よりその旨の説明をし、看取り介護の同意をいただいた入所者に対して、死亡日前日および前々日に対して算定する
看取り介護加算(Ⅰ)4	1580単位/日	16,511 円/1日	1,652 /1日	3,303 /1日	4,954 /1日	看取りとして当施設伊よりその旨の説明をし、看取り介護の同意をいただいた入所者に対して、死亡日当日に対して算定する
安全対策体制加算	20単位/1回のみ	209 円/1回	21 /1回	42 /1回	63 /1回	基準に適合させ、入所者に対する安全対策を行っている施設が、新規入所者に対して入所初日のみ算定する
再入所時栄養連携加算	200単位/回	2,090 円/1回	209 /1回	418 /1回	627 /1回	入所者が退所し医療機関に入院した場合であって、当該者が退院後に再入所する際に、厚生省が定める特別食等を必要とする場合に、施設管理栄養士と医療機関管理栄養士が連携し栄養ケア計画を策定すること
退所時情報提供加算	250単位/回	2,612 円/1回	262 /1回	523 /1回	784 /1回	入所者が退所し医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況や生活歴等の情報提供したうえで、当該入所者の紹介を行うこと

協力医療機関連携加算(1)	50単位/月	522 円/月	53 /月	105 /月	157 /月	施設と協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること(協力医療機関が運営基準に掲げる要件を満たしている場合)
協力医療機関連携加算(2)	5単位/月	52 円/月	6 /月	11 /月	16 /月	施設と協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること(協力医療機関が運営基準に掲げる要件を満たしていない場合)
経口移行加算	28単位/日 180日を限度	292円 /1日	30 /1日	59 /1日	88 /1日	現に経管により食事をしていない人に対して、多職種連携による経口移行計画に基づき、経口移行に取り組んでいること
経口維持加算(I)	400単位/月	4,180円 /月	418 /月	836 /月	1,254 /月	現に経口により食事をし、誤嚥のリスクが高い人に対して、多職種連携による経口維持計画に基づき、経口維持に取り組んでいること
経口維持加算(II)	100単位/月	1,045円 /月	105 /月	209 /月	314 /月	現に経口により食事をし、誤嚥のリスクが高い人に対して、多職種連携による経口維持計画に基づき、経口維持に取り組んでいること
配置医師緊急時対応加算(通常時間外)	325単位/回	3,396 円/回	340 /回	680 /回	1,019 /回	施設配置医師が通常勤務時間外に施設を訪問して診察診療を行い、記録に残していること(但し、以下の早朝・夜間・深夜以外の時間帯を除く通常勤務時間外を指す)
配置医師緊急時対応加算(早朝)	650単位/回	6,792 円/回	680 /回	1,359 /回	2,038 /回	施設配置医師が早朝(朝6時～8時を指す)に施設を訪問して診察診療を行い、記録に残していること
配置医師緊急時対応加算(夜間)	650単位/回	6,792 円/回	680 /回	1,359 /回	2,038 /回	施設配置医師が夜間(午後6時～午後10時を指す)に施設を訪問して診察診療を行い、記録に残していること
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1300単位/回	13,585 円/回	1,359 /回	2,717 /回	4,076 /回	施設配置医師が深夜(午後10時～朝6時を指す)に施設を訪問して診察診療を行い、記録に残していること
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10単位/月	104 円 /月	11 /月	21 /月	32 /月	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時等の対応を行う体制構築、新興感染症を除く感染症発生時等に協力医療機関との連携による適切な対応があること、当該医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加していること
高齢者施設等感染対策向上加算(II)	5単位/月	52 円/月	6 /月	11 /月	16 /月	この届出を行った医療機関から三年に一回以上、施設内感染者発生対応の実地指導を受けていること
生産性向上推進体制加算(I)	100単位/月	1,045円 /月	105 /月	209 /月	314 /月	生産性向上推進体制加算(II)の上位加算として、見守り機器を全入居者に使用し、他のテクノロジーの活用もあることに加え、介護補助などを雇用し、介護職員が業務に集中できる時間を設ける等業務内容の見直しをすること
生産性向上推進体制加算(II)	10単位/月	104 円 /月	11 /月	21 /月	32 /月	生産性向上に資する委員会の開催や見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚労省に報告すること
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	37,620円 /30日	3,762 /30日	7,524 /30日	11,286 /30日	初老期における認知症により要介護者となった若年性認知症の人に対して、施設入所により介護を行っていること
科学的介護推進体制加算(I)	40単位/月	418円 /月	42 /月	84 /月	126 /月	基準に適合して、入所者ごとのADL等の情報を厚労省に提出し、厚労省によるフィードバックを受け、施設サービス計画書に判定させ、ケアの評価を定期的に行うこと
科学的介護推進体制加算(II)	50単位/月	522円 /月	53 /月	105 /月	157 /月	基準に適合して、入所者ごとのADL等の情報を厚労省に提出し、厚労省によるフィードバックを受け、施設サービス計画書に判定させ、ケアの評価を定期的に行うこと
自立支援促進加算	280単位/月	2,926円 /月	293 /月	586 /月	878 /月	基準に適合して、入所者に対して継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合に算定する
褥瘡マネジメント加算(I)	3単位/月	31 円/月	4 /月	7 /月	10 /月	施設入所時に褥瘡の有無を確認し、褥瘡の発生と、関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3か月に1回の評価と計画の見直しをすること
褥瘡マネジメント加算(II)	13単位/月	135 円/月	14 /月	27 /月	41 /月	(I)に加えて、褥瘡治癒か、褥瘡の発生がないこと
退所前訪問相談援助加算	460単位/日 退所日に算定	4,807 円/1日	481 /1日	962 /1日	1,443 /1日	入所期間が1か月を超えると見込まれる入所者が、施設を退所する際の退所後の居宅を事前に訪問し、退所後の居宅サービス等の相談をすること

退所後訪問相談援助加算	460単位/日 退所後に算定	4,807 円/日	481 /日	962 /日	1,443 /日	退所後30日以内に、退所された元入所者や家族に対して、その居宅を訪問し、相談援助をすること
退所時相談援助加算	400単位/1回	4,180 円/回	418 /回	836 /回	1,254 /回	入所期間が1か月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所された元退所者や家族に対して、相談援助を行い、退所日から2週間以内に行政に対して情報提供する
退所前連携加算	500単位/1回	5,225 円/回	523 /回	1,045 /回	1,568 /回	入所期間が1か月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所に先立ち、その入所者が希望する居宅介護支援事業所に情報提供とサービス利用の調整をする
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	940 円/月	94 /月	188 /月	282 /月	入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合に算定する
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	1,149 円/月	115 /月	230 /月	345 /月	入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合に算定する

処遇改善関係	令和6年5月31日 までの処遇改善加算						
	介護職員処遇改善加算	総単位数の8.3%/月	当該月の基本単位及び加算単位の合算である総単位数の8.3%(但し、介護職員特定処遇改善加算は含まない)	その1割	その2割	その3割	厚生労働大臣が定める基準適合している介護職員の賃金の改善等をものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定する
	介護職員特定処遇改善加算	総単位数の2.7%/月	当該月の基本単位及び加算単位の合算である総単位数の2.7%(但し、介護職員処遇改善加算は含まない)	その1割	その2割	その3割	厚生労働大臣が定める基準適合している介護職員の賃金の改善等をものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定する
	介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の1.6%/月	当該月の基本単位及び加算単位の合算である総単位数の1.6%(但し、介護職員処遇改善加算等とは含まない)	その1割	その2割	その3割	厚生労働大臣が定める基準適合している介護職員の賃金の改善等をものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定する
	令和6年6月1日 からの処遇改善加算(令和6年度介護報酬改定に伴い変更)						
介護職員処遇改善加算			その1割	その2割	その3割	厚生労働大臣が定める基準適合している介護職員の賃金の改善等をものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定する	

・ 上記の加算表中の加算のうち、算定できる要件を満たした加算を算定し施設利用料に計上いたします。

- ・ ①基本単位における料金、②加算における料金の合算が、『介護サービス費』となります。

―― 以下、高額介護サービス費の説明 ――

- ・ ①基本単位における料金と②加算における料金の合算について、下記にある『高額介護サービス費支給制度』の申請・適用を受けることができます。
- ・ 高額介護サービス費支給制度の申請・適用により、その対象者は自己負担上限額（月額）までのご負担になります。
- ・ 介護サービス費の利用者負担は原則1割ですが、一定以上所得者の場合は2割または3割負担(3割負担は2018年8月より適用)です。高額介護サービス費支給制度を申請し、適用された場合には、設定されている自己負担限度額を超過した分が支給されます。この自己負担限度額は所得により分類されています。但し、居住費と食費はこの制度の対象外です。
- ・ 当施設にご入所の場合、受領委任払い申請を行いますと、下記の自己負担上限額（月額）までの請求のみとなりますが、この申請ができない場合、行政からの償還払いとなります。
- ・ また、ご契約者が要介護認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます（10割）。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

区分	自己負担上限額（月額）
第一段階	15,000 円
第二段階	15,000 円
第三段階	24,600 円
第四段階（課税所得380万円未満）	44,400 円
第四段階（課税所得380万円以上690万円未満）	93,000 円
第四段階（課税所得690万円以上）	140,100 円

2. 利用料金の全額をご契約者にご負担いただくもの

① 居住費

R6年7月31日まで	日額	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
	多床室	0 円	370 円	370 円	370円	855円
	従来型個室	320 円	420 円	820 円	820円	1,171円
R6年8月1日から	日額	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
	多床室	0 円	430 円	430 円	430円	915円
	従来型個室	380 円	480 円	880 円	880円	1,231円

② 食費

日額	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,360円	1,445円

- ・ 居住費および食費については原則全額自己負担となりますが、ご契約者の所得や収入に応じて負担限度額が定められており、『特定入所者介護サービス費』の申請により負担の軽減を図ることができます（適用される方については、『介護保険負担限度額認定証』が発行され、記載の負担額のお支払いで済みます。
- ・ 但し、預貯金などの金額により、この『特定入所者介護サービス費』の支給対象とならない場合があります。
 - ・ 令和3年7月31日までは、単身世帯で預貯金等1,000万円以上（夫婦であれば2,000万円以上）の場合は支給の対象外となります。
 - ・ 令和3年8月1日からは、既存の第三段階が第三段階①と第三段階②にわけられることと、第三段階②に該当する方はこれまでの食費に上乗せ分が発生します。
 - ・ 令和3年8月1日からは、各段階（第一段階、第二段階、第三段階①、第三段階②）に応じて、預貯金等の設定金額が変更されます。これにより、『特定入所者介護サービス費』の支給対象外となる場合があります。
- ・ ご契約者が外泊や入院中、ご契約者のために居室を確保している場合には、その間の居住費はご負担いただきます。

(注)

- ・ 基本単位における料金及び加算における料金でお示した「負担段階区分」とは異なります。
 - ・ 居住費と食費の負担段階区分は、平成28年8月より、障害年金や遺族年金等の非課税年金を含んで算定します。
- ・ なお、これらの負担段階区分の決定は、施設ではなく行政によるものになります。

3. 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

- ・ 市民税世帯非課税者であり、一定の要件を満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市が認めた方が対象です。
- ・ この制度を利用するには、京都市各区役所保健福祉センター健康長寿推進課への申請手続きが必要になります。当施設で申請代行することもできますが、マイナンバー等の記載が必要な場合もありますので、ご相談させていただくことになります。

4. 介護保険給付対象外の費用（希望に応じて）

一、	特別な食事の提供	正月における、要した費用の実費（酒代を含む）
二、	理美容代	訪問理美容の場合は、施設契約の訪問理美容店の申し出る実費
三、	金銭等の管理	一か月あたり1,500円（別で定める管理委任契約締結による）
四、	個人の希望による行事、レクリエーションの費用	材料費の実費
五、	複写物の費用	一枚10円
六、	個人の嗜好品等、日用品等	実費

5. その他（希望によるもの）

★ 契約者の希望により外出する場合の規程は以下の通り（同行に最低必要な職員等を配置する）

	日帰り外出	宿泊外出
契約者	飲食費、入場料、レンタカー代、ガソリン代	飲食費、入場料、レンタカー代、ガソリン代、宿泊費
	有料道路代、駐車料金は契約者負担となります。	有料道路代、駐車料金は契約者負担となります。
	・施設車輛借上げ代 50円/km	・施設車輛借上げ代 50円/km
	・ガソリン代 10円/km	・ガソリン代 10円/km
職員 ボランティア 実習生	飲食費 500円は自己負担	飲食費 500円は自己負担
	・職員飲食費の内、500円を超過したものは契約者の負担となります。	・職員飲食費の内、500円を超過したものは契約者の負担となります。
	入場料 契約者の負担	入場料 契約者の負担
		宿泊費 契約者負担

★ 会場・備品等利用規程及び利用料一覧

	午前(9～13時)	午後(13～17時)	夜間(17～9時)
会議室・ボラ室	1,500 円	1,500 円	1,500 円
和室	1,500 円	1,500 円	1,500 円
リハビリ室	4,000 円	4,000 円	4,000 円
地域交流スペース	8,000 円	8,000 円	8,000 円

注；次の期間に限り、冷暖房費として別途500円を頂戴します（7/1～9/15、12/1～2/末日）

注；宿泊利用の場合、宿泊者1人当たり1泊1,000円を別途頂戴します

- ① 施設が地域に果たす役割や地域との交流を促進するため、施設の会場や備品の貸し出しを行うものとする。
- ② 利用希望者は、予め申請用紙により申請し許可を得なければならない。但し、施設業務を優先することとし、許可した後に断ることができるものとする。
- ③ 利用者は上記の利用料を支払うものとする。

6. 施設全体で行う行事及びレクリエーション（予定）

月	行事名	内容・備考等
4月	花祭り	お釈迦様を花で飾り、甘茶を準備します
5月	母の日	カーネーション等の花を準備します
6月	開園記念行事	開園記念にふさわしいお膳を準備します
7月	夏祭り	催しのうち、模擬店等の飲食等は実費負担です 開催日時は天候により変更
8月	(夏祭り)	(催しのうち、模擬店等の飲食等は実費負担です 開催日時は天候により変更)
9月	敬老祝賀	敬老祝賀にふさわしいお膳を準備します
10月	運動会・原谷弁財天祭礼	玉入れ等の競技を紅白にわかれて競います 地域の弁財天神社より神輿がきます
11月	日帰り外出・文化祭	日帰りで集団外出をします バザーや模擬店、展示などを楽しみます
12月	クリスマス会・お餅つき	おやつにクリスマスケーキを準備します 餅つきをして季節を楽しんでもらいます
1月	元旦祝賀会	おせち料理を準備します（1日約500円を食費に追加とします）
2月	節分	豆まきをします
3月	ひな祭り	お雛様を飾り、季節にあった料理を準備します

- ・ 行事は予定ですので、天候等を含めた諸事情により開催時期の変更や開催中止もあり得ます。
- ・ 誕生日の方のおられるフロアでは、その月に1回、誕生日会を開催しています。
- ・ その他、地域行事等に職員体制を考慮しつつ参加してもらうこともあります。